

令和5年7月1日

誓約書

（宛先）静岡市長

住所 **静岡市葵区追手町5番1号**  
氏名 **株式会社 あいうえお  
代表取締役 阿井 上夫**  
電話番号 **054-000-0000**

女性活躍ブランドの認定（認定の更新）申請に当たり、以下の事項について誓約します。

1 申請に係る商品等について

- （1）主に女性が開発等に関わった商品であること。
- （2）申請の時点で、実際に市場に提供されていること。
- （3）開発に当たり係争中不在、又、他者の特許及び意匠等を侵害していないこと。
- （4）関係法令に違反していないこと。

2 申請者について

- （1）静岡市の市民税又は法人市民税を完納していること。
- （2）次に掲げるものに該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの